

福祉車両のレンタカー料金を 社会福祉協議会が助成します

車いすを使用しなければ移動が困難な方の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、福祉車両レンタカー料金の一部を神栖市社会福祉協議会が助成します。通院・外出・旅行など様々な用途にお使いいただけます。

※平成30年10月1日以降のご利用が助成対象です。助成を受けるには、事前の申請が必要です。

助成対象…神栖市にお住まいの身体障害(児)者または高齢者で移動に車いすを必要とする方の外出に伴う、車いす乗降装置付きの普通自動車及び軽自動車のレンタカー料金。燃料や有料道路料、有料駐車料、キャンセル料、その他の費用は対象外です。

※団体・法人が使用する福祉車両利用料金は助成対象となりません。また、個人でも事業に用いる場合は対象外となります。

助成額…上記利用料金としてレンタカー業者に支払った額の10分の9を助成します。100円未満の端数がある場合は、切り上げます。



助成までの流れ

①事業の利用申請

社協窓口にて、備え付けの申請書で福祉車両利用料の助成申請をしてください。

※添付書類…身体障害者手帳または介護保険被保険者証の写し

②社協からの決定通知

申請が適切な場合、申請者に助成決定通知のうえ、助成金請求書をお渡します。

③福祉車両のご利用 ・利用料金の支払い

レンタカー業者、車種を選び、利用予約をしてください。一旦利用料金の全額をレンタカー業者にお支払いいただきます。助成金の申請に領収書が必要となりますので、保管をお願いします。

※福祉車両の取り寄せには時間がかかります。余裕を持ってご予約ください。

④助成金の請求・振込

社協窓口にて助成金を請求してください。後日、銀行振込にて助成金を交付します。

※添付書類…①レンタカー業者が発行した領収証の写し

②助成金請求者(福祉車両を借りた方)の運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード・マイナンバーカード(表面のみ)のうち、いずれかひとつの写し

※虚偽の利用・請求があった場合は助成決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

福祉車両レンタカー業者と取扱車両(平成30年8月31日現在、神栖市社協調べ)

レンタカー業者	住所	電話番号	軽自動車	コンパクト	ミニバン	大型ワンボックス
トヨタレンタリース茨城神栖店	神栖市大野原4-11-32	0299-93-1100	○	○	○	○
ニッポンレンタカー鹿島セントラルホテル営業所	神栖市大野原4-7-1	0299-90-1819	○		○	
日進レンタカー鹿島営業所	神栖市木崎2406-225	0299-92-4651			○	
株式会社アイオート	鹿嶋市佐田1323-1	0299-83-4612				○
ニコニコレンタカー銚子駅前店	銚子市西芝町9-2	0479-20-5151	○		○	

※コンパクトカー…1500cc程度の小型車、ミニバン…トヨタ ノア・日産セレナ等、大型ワンボックス…トヨタ ハイエース・日産キャラバン等

ご不明な点は、神栖市社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先・お申込み先 神栖市社会福祉協議会

神栖本所 溝口1746番地1

神栖市保健・福祉会館2階

電話 0299-93-0294

波崎支所 土合本町3-9809-158

神栖市はさき福祉センター

電話 0479-48-0294